○補助金等に係る財産処分について(通知)

|  |
| --- |
| (平成20年11月28日20高財政第210号各部局長、教育長、議会・各委事務局長、警察本部長、公営企業局長あて副知事) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 改正 | 平成22年6月2日22高財政第59号 |

 |

|  |
| --- |
|  |

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した「高知県補助金等交付規則」(昭和43年規則第7号。以下「規則」という。)で定める財産(以下「補助対象財産」という。)については、規則第19条により処分が制限されています。
　しかしながら、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、先般、国において財産処分について承認基準が定められました。
　このため、県が行う補助事業等に関しても同様に取り扱うこととし、別紙のとおり標準的な財産処分の承認基準を設けました。平成20年11月28日以降に申請を受理したものについては、各補助金等交付要綱の定めにかかわらず下記に留意のうえ、適切に対応してください。
　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1　標準的な承認手続きなどの事務処理については別紙のとおりとし、これによりがたい場合は別途、基準等を定めること。

2　平成20年11月28日前日までに既に承認申請を受理しているが、承認を行っていないものについても、この承認基準に基づいて対応することができる。

3　既に承認を行っているが納付金の納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成20年11月28日以降であるものについては、この承認基準に基づき納付金額を算定することができる。

4　国庫補助事業等及び継ぎ足し補助事業等については、各省庁からの承認基準通知に準じて、適切に対応すること。

5　補助対象財産の用途の変更又は廃止の財産処分が行われる場合には、当該財産処分が行われる地域において、当該補助対象財産がその設置目的を果たしてきたと考えられるため、当該地域において、用途変更又は廃止前と同様の設置目的となる財産の取得(効用の増加を含む。)を行おうとする補助事業等の新規採択に当たっては、慎重に対応すること。

6　関係団体に対し十分な周知を図ること。